

仮設トイレ設置に係る取扱いについて

令和7年7月改訂
綾部市下水道課

仮設トイレ設置に係る取扱いについて、以下のとおり定めます。

以下、排水設備計画確認申請書は「計画申請書」、排水設備工事完了届は「完了届」綾部市下水道排水設備指定業者は「排水指定業者」とそれぞれ略称で記載します。

1)総則

排水設備工事等の施工に伴う仮設トイレの設置に関する取扱いについては、次のとおりとします。

- 下水道施設に接続するトイレ（水洗式トイレ） 届出必要
- 下水道施設に接続しないトイレ（くみ取式トイレ等） 届出不要

2)提出書類

仮設トイレ(水洗式)を下水道施設へ接続する場合は、以下の書類を提出してください。提出部数は1部です。

1. 仮設トイレ設置届出書
 - ・仮設トイレを設置する5日前までに提出してください。
2. 見取図（位置図）
 - ・計画申請書と同時に提出される場合は省略しても構いません。
3. 平面図（配管図）
 - ・仮設トイレの設置場所、下水道施設への接続先がわかるものを添付してください。
4. 使用開始等届（届出書）
 - 公共下水道：公共下水道使用開始等届
 - 集落排水：農業集落排水施設使用開始等届出書
 - 浄化槽：浄化槽使用開始等届出書
5. 確約書
 - ・排水設備工事に伴う設置で、申請者等が居住しており、主に申請者等が使用する場合は提出不要です。
6. その他（綾部市が必要と認める書類）
 - ・綾部市が提出を求めた書類について、提出してください。

3)下水道等使用料

下水道等の使用料は以下のとおりとします。

- 申請者等が未居住で、主に工事施工業者が使用する場合
量水器（市設置もしくは個人設置）により仮設トイレでの使用水量が算定できる場合は、使用水量に基づき下水道使用料金を徴収します。
仮設トイレでの使用水量の算定が困難な場合は、2か月あたりの使用水量を3 m³として下水道使用料を徴収します。

- 申請者等が居住しており、主に申請者等が使用する場合
下水道等の使用料金は徴収しません。
- その他（居宅等の建築以外の目的で使用する場合）
（例：他工事のための現場事務所、選挙事務所等）
量水器（市設置もしくは個人設置）により仮設トイレでの使用水量が算定できる場合は、使用水量に基づき下水道使用料金を徴収します。
仮設トイレでの使用水量の算定が困難な場合は、2か月あたりの使用水量を3 m³として下水道使用料を徴収します。

（注意事項）

- ・ 仮設トイレ(水洗式)を設置し、下水道施設への接続する場合は、排水指定業者が行ってください。
事前に必要書類を提出した後に設置してください。
- ・ 下水道施設に接続可能な仮設トイレは水洗式トイレとします。
- ・ 下水道施設に雨水等が流入しないよう注意してください。
- ・ 下水道施設への接続を中止する場合は、速やかに各々の使用開始等届（届出書）を提出し、綾部市立ち会いのもと確認を受けてください。
- ・ 排水設備工事に伴わない場合は、仮設トイレ設置時と撤去後の写真を添付してください。
排水設備工事に伴う場合は、完成検査時に確認しますので、添付不要です。